

「調達改善計画の取組みの状況(平成24年度第1四半期)」について

- 各府省庁は、行政刷新会議の下に設置された「公共サービス改革分科会」においてまとめられた、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づいて、「調達改善計画」を策定し、支払いに対して最も価値が高い財・サービスの購入等を実現するための取組みを実施することとされている。

(※) 予算監視・効率化チームが指導力を発揮して本計画を推進すべきとされている。

- 8月21日に「金融庁調達改善計画」に定める「実務担当グループ会合」を開催し、本計画の平成24年度第1四半期における取組み状況を確認した。

確認した取組みのうち、主なものは以下のとおり。

<平成24年度第1四半期において取組んだ事項(主なもの)>

- ・ 適切な仕様の確定及び計画的、効率的な調達となるよう、情報システム調達会議を開催し、「次世代EDINETの機器等の賃貸借」他3件の調達予定案件について、調達の必要性及び調達単位の妥当性を審議した(6月20日)。
 - ・ 競争性の確保による調達費用の削減を図るため、主な情報システム等の調達の発注見通しを第2四半期までHPに掲載した(5月31日)。
 - ・ 図書の購入を必要最小限のものにするため、新規購入案件について、必要性を精査した。
 - ・ 調達費用の削減を図るため、庁内の各部局で個別に管理している事務用消耗品の在庫数を把握し(5月25日)、事務用消耗品の新規購入を必要最小限のものとした。
 - ・ 調達費用の削減を図るため、共同調達を順次実施した(コピー用紙、プリンター用トナー、事務用消耗品(文具、OA用品、雑貨)、自動車用ガソリン等)。
- 上記の取り組みに加え、今後も調達改善の取組み状況を確認し、年度を通じて本計画全体を推進していくこととする。